平成18年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針

平成 1 7 年 8 月 環境省総合環境政策局

本年2月に京都議定書が発効した。地球温暖化問題を始めとする地球環境問題は、極めて深刻であり、2003年度における我が国の温室効果ガスの総排出量は、京都議定書の基準年比で 8.3%上回っており、脱温暖化社会の構築が急務となっている。また、これとともに重要な課題の一つである循環型社会の構築に関しても、廃棄物の発生抑制が十分に進んでおらず、膨大な量の廃棄物が様々な問題をもたらしている。さらに、化学物質が人や生態系に与える悪影響などの課題のほか、多くの野生生物種に見られる絶滅のおそれ、海外における森林の違法伐採、ヒートアイランド現象の進行など、対策を上回る速度で環境問題が深刻化している。

特に環境への負荷の少ない持続可能な社会経済システムの構築に向けて、脱温暖化社会と循環型社会の構築を中心として施策を進める必要がある。加えて、地球温暖化対策については、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するため、「京都議定書目標達成計画」に掲げられた対策・施策に、全力で取り組む必要がある。

平成12年に策定された第二次環境基本計画は、「理念から実行への展開」と「計画の実効性の確保」の2点に留意し、「地球温暖化対策の推進」を始めとする重点的・戦略的に取り組むべき11分野を戦略的プログラムと定め、持続可能な社会の構築へ向けて、施策の基本的方向、重点的取組事項等を示してきたところである。

また、持続可能な社会の構築を具体的に推進するためには、環境の保全はもとより、社会経済活動の各側面を統合的にとらえた各種施策を展開することが必要である。中央環境審議会は、目指すべき持続可能な社会の姿について、環境と経済の好循環が実現した 2025 年の将来像として、人々が美しい環境の中で健やかに生活し、環境を良くする物やサービスを生み出すことで、個性豊かな地域に活力が生み出されている日本の姿を描いた「環境と経済の好循環ビジョン・健やかで美しく豊かな環境先進国へ向けて」を昨年5月に取りまとめ、さらに、第三次環境基本計画の策定作業を進めているところである。

このような状況を踏まえ、平成18年度の環境保全経費の概算要求に際しては、施策が重複しないよう府省間で連携を図り、以下の点に留意して環境保全施策の効率的・効果的な展開が図られるよう努めることとする。

1 環境保全施策の推進

持続可能な社会の構築に向け、第二次環境基本計画の第3部第2章「環境保全施策の体系」に示された国内における各種施策や国際的取組の効率的、効果的な推進が図られるよ

う、関係府省においては、環境保全上の効果及び緊急性を踏まえつつ、必要な予算の確保 に努めることとする。

2 環境基本計画の「戦略的プログラム」に係る施策

第二次環境基本計画における各施策の中でも、特に、第3部第1章において「戦略的プログラム」として示された事項に係る施策は、国民のニーズや対応の緊急性、環境政策全般の効果的実施の必要性、統合的アプローチに立脚した環境政策の総合化の必要性などの観点から見て、本計画期間中に優先的に取り組むべき分野であり、重点的な展開が図られるよう努めることとする。

昨年11月には、戦略的プログラムのうち、「環境投資の推進」、「地域づくりにおける取組の推進」、「国際的寄与・参加の推進」の3分野を取り上げ、これらを中心に点検結果が取りまとめられたことから、これらの各分野に関しては、今後の課題として指摘のあった以下の事項を踏まえ、取組の強化に努めることとする。

なお、環境基本計画では、計画に基づく施策の進捗状況の点検を行い、その結果については環境保全経費の見積りの方針の調整に反映することとされている。

(1) 環境投資の推進

- ・民間部門における環境投資について分析できるよう、統計データの整備等が必要。
- ・特に中小事業者の環境配慮の取組を一層促進すること。
- ・金融機関への情報提供、投資家への啓発などにより、民間の金融機関における環境配 慮の取組を一層拡大すること。

(2) 地域づくりにおける取組の推進

- ・都道府県・政令指定都市に比較して市区町村における取組が遅れており、特に規模の 比較的小さい地方公共団体における積極的な取組を促進すること。
- ・地域において自発的に行動できる人材を育成することが重要であり、関係府省が連携 して地域における環境教育の推進に取り組んでいくこと。

(3) 国際的寄与・参加の推進

- ・各国との対話等によりパートナーシップ及びネットワークの構築を進めるとともに、 各種条約等に基づく国際枠組みの議論に積極的に参加すること。
- ・アジア地域を中心に3Rを進めつつ適正な資源循環を確保するネットワークの構築等、 アジア各国との協力関係を強化する取組を進めること。

3 脱温暖化社会の構築に係る施策等

京都議定書の発効に伴い、我が国においては、温室効果ガスの6%削減が法的拘束力のある約束となった。この削減約束を確実に達成するとともに、更なる長期的・継続的な排出削減を目指す必要がある。温室効果ガスの排出は、経済活動と国民生活に密接に関連していることから、地球温暖化対策を大胆に実行していかなければならない。このため、関

係府省が連携して脱温暖化社会の構築に向けて京都議定書目標達成計画に掲げられた対策・施策の着実な実施を考慮し、強力に施策を推進するよう努めることとする。

4 循環型社会の形成に係る施策等

本年2月に行われた循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果において、 発生抑制などの取組を進展させていくために、具体的な取組手法や事例に関する情報提供 により各主体の取組を促すとともに、排出者責任と拡大生産者責任の考え方に基づき、関 係者の適切な役割分担とインセンティブ付与のシステムを整備し、循環型社会形成推進を 目指した社会経済システムへの変換を図ること等が必要とされたことを踏まえ、循環型社 会の形成に向けて、関係府省の連携を密にして循環型社会形成推進基本計画に沿った各種 取組の一層の推進を図る必要がある。

5 生物多様性の保全に係る施策等

昨年度実施された「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検(第2回目)」において、中央環境審議会から指摘された事項等を踏まえ、新・生物多様性国家戦略に基づく施策の 着実な実施を図ることとする。

6 その他の環境保全に係る施策等

上記のほか、政府において環境保全に関して以下に掲げる考え方や施策が示されており、 関係府省においては、これらを踏まえつつ、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17年6月21日閣議決定)
- ・ 特定外来生物被害防止基本方針(平成 16年 10月 15日閣議決定)
- ・ 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針について(平成 16 年 9月24日閣議決定)
- ・ 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)
- ・ エネルギー基本計画(平成 15 年 10 月 7 日閣議決定)
- 政府開発援助大綱(平成15年8月29日閣議決定)
- ・ バイオマス・ニッポン総合戦略(平成 14 年 12 月 27 日閣議決定)
- ・ 平成 18 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(平成 17 年 6 月 16 日 総合科学技術会議意見具申)
- ・ ヒートアイランド対策大綱(平成 16年3月30日ヒートアイランド対策関係府省連絡会議決定)